

訪問看護政策関連ニュース



一般社団法人
全国訪問看護事業協会
The National Association for Visiting Nurse Service

訪問看護ステーションは
住みなれた場所で、自分らしく生きる
ことを支えます



令和 8 年度診療報酬改定議論が開始

1. 中央社会保険医療協議会にて「在宅医療」の審議～訪問看護の実施状況の共有と論点～

8月28日、10月1日に中央社会保険医療協議会が開催され、「在宅医療」についての審議が行われました。8月28日は、訪問看護利用者が多くの二次医療圏で利用者が2040年以降にピークを迎えることが見込まれていること、訪問看護事業所で勤務する看護職員も増加傾向にあること等が報告されました。さらに医療保険の利用者の主傷病は「精神および行動の障害」が45%を占めていることやターミナルケア療養費の算定も増え、中でも訪問看護基本療養費Ⅱのみを算定している利用者が年々増加していること等が報告されました。10月1日では、同一建物居住者への訪問看護の算定回数等や難病等の複数回訪問看護加算の算定が増加している現状が報告され、示された論点は以下の通りです。

- ① 訪問看護基本療養費等における、同一建物・単一建物利用者の人数や訪問回数に応じた提供コストを踏まえた評価のあり方についてどう考えるか。
- ② 訪問看護療養費には短時間で頻回の訪問看護を評価する体系がないことから、こうした一連の訪問看護の評価を設けることについてどう考えるか。
- ③ 頻回な訪問看護を必要とする場合には、主治医が交付する訪問看護指示書に明記するよう求めることについてどう考えるか。
- ④ 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準においても、適正な請求等に関する規定等、療養担当規則と同様の規定を設けることについてどう考えるか。

中医協構成メンバーの診療側は③は反対、保険者側は①②について何らかの対応が必要という意見が出されています。資料は本会 HP 並びに以下を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001571795.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001548628.pdf>

2. 令和 8 年診療報酬改定基本方針の議論がキックオフ

10月に入り、社会保障審議会医療保険部会、医療部会にて令和8年度診療報酬改定における基本方針の議論が開始となりました。病院経営者の構成メンバーは医療機関の危機的運営状況を訴え、大幅な改定率のアップを主張しました。一方、保険者サイドのメンバーは医療機関の危機な運営は診療報酬だけでは対応できず、補助金等多角的な支援策も併せて検討することを要望しております。12月には基本方針が両部会から出される予定です。

(文責 齋藤)